２　海上保安庁長官は、前項の規定による督促をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は年十四・五パーセントの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

３　第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海上保安庁長官は、国税滞納処分の例により負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐものとする。

４　延滞金は、負担金に先立つものとする。

第二十九条を第二十九条とし、第十七条から第十九条までを九条ずつ繰り下げ、第二章第三節中第十六条を第二十五条とし、第十五条を第二十四条とする。

第二章第三節の節名を削る。

第十四条第一項及び第二項中「この節」を「この章（第二節を除く。）」に、「第三条第一項」を「第四条第一項の承認若しくは第十一条第一項」に、「前条第一項」を「第二十一条第一項」に、「航路標識の」を「航路標識に関する」に改め、同条を第二十三条とする。

第十三条第五項第二号中「第七条」を「第十五条」に改め、同条第十項中「第五条第六項、第六条及び第七条」を「第十三条第六項、第十四条及び第十五条」に、「第五条第六項中」を「第十三条第六項中」に、「第十三条第二項ただし書」を「第二十一条第二項ただし書」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の節名及び一条を加える。

第四節　雑則

（承認等の条件）

第二十二条　海上保安庁長官は、第四条第一項の承認又は第十一条第一項若しくは第十三条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第十二条第一項から第三項までの規定中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第四項中「第四条第一項第四号」を「第十二条第四号」に改め、同条を第二十条とする。

第十一条中「、第三条第一項」を「、第十一条第一項」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第七条」を「第十五条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第七条」を「第十五条」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四　第十一条第一項の許可を受けた者が第二十二条の規定により同項又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

第十一条を第十九条とする。

第十条中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「、第三条第一項」を「、第十一条第一項」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第五条第一項本文」を「第十三条第一項本文」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第七条」を「第十五条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四　第十一条第一項の許可を受けた者が第二十二条の規定により同項又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

第九条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「（措置命令等）」を付する。

第八条第一項中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第四条第一項第一号」を「第十二条第一号」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第四条第一項第三号」を「第十二条第三号」に改め、同条を第十六条とする。

第七条中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第六条中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第五条第一項中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第二号及び第五号中「第二十二条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第六項中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第四条の見出しを「（許可の基準）」に改め、同条第二項を削り、同条を第十二条とする。

第三条第一項中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第二章第二節を同章第三節とする。

第二条の次に次の四条及び一節を加える。

（工事原因者の工事の施行等）

第三条　海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識（以下「管理航路標識」という。）に関する工事以外の工事（以下この条及び第三十三条において「他の工事」という。）又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為（以下この条及び第三十三条において「他の行為」という。）によつて必要を生じた管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にさせることができる。

（海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等の承認）

第四条　海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない。ただし、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持については、海上保安庁長官の承認を受けることを要しない。

２　前項の承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　管理航路標識の位置

三　管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は管理航路標識の維持の実施計画

四　その他国土交通省令で定める事項

（承認の基準）

第五条　海上保安庁長官は、前条第一項の承認の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　当該管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持が海上保安庁が行う当該管理航路標識の管理及び船舶交通の安全に支障を及ぼすものでないこと。

二　当該管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は当該管理航路標識の維持の実施計画が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三　申請者が当該管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持をするに足りる能力を有すること。

（監督処分）

第六条　海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第四条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、又は工事若しくは維持の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずることができる。

一　第四条第一項の規定に違反して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をした者

二　第二十二条の規定により第四条第一項の承認に付された条件に違反した者

三　偽りその他不正な手段により第四条第一項の承認を受けた者

２　海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第四条第一項の承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一　管理航路標識に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二　管理航路標識の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合